

令和8年度 第1回世田谷区立図書館運営協議会 次第

日 時 令和8年7月31日（金） 午後6時30分～
場 所 教育会館3階大会議室「ぎんが」

- 1 委員自己紹介
- 2 会長、副会長の選任について
- 3 世田谷区立図書館運営協議会の運営について
- 4 第3期世田谷区立図書館運営協議会の位置づけおよび活動案について
- 5 今後の議論に向けて（各委員より）
- 6 その他（事務連絡）

次回開催予定 日時：令和8年10月
会場：教育会館3階 大会議室「ぎんが」

○配付資料

- ・次第
- ・座席表
- ・【資料1】 委員一覧
- ・【資料2-1】 世田谷区立図書館運営協議会の運営について
- ・【資料2-2】 世田谷区立図書館運営協議会設置要綱
- ・【資料2-3】 世田谷区立図書館運営協議会傍聴取扱要領
- ・【資料2-4】 世田谷区立図書館運営協議会における議事録の取扱い
- ・【資料3-1】 第3期世田谷区立図書館運営協議会の位置づけについて
- ・【資料3-2】 令和8・9年度（第3期）世田谷区立図書館運営協議会について
- ・【資料3-3】 令和8年度各館取組みシート 様式
- ・【資料4-1】 議題5「今後の議論に向けて（各委員より）」について
- ・【資料4-2】 第3次世田谷区立図書館ビジョンの取組項目一覧

○参考資料

- ・第3次世田谷区立図書館ビジョン
- ・世田谷のとしょかん 令和8年度版
- ・令和7年度 世田谷区立図書館についてのアンケート調査結果
- ・令和6・7年度（第2期）世田谷区立図書館運営協議会 活動実績

令和8年度 世田谷区立図書館運営協議会委員一覧

※敬称略、区分ごとに五十音順で掲載

	区分	肩書等	新規・継続	氏名
1	学識経験者	元岐阜女子大学准教授	継続	石原 眞理
2		慶應義塾大学 名誉教授	継続	糸賀 雅児
3		国土館大学 理工学部理工学科 まちづくり学系 准教授	継続	西村 亮彦
4	公募区民	区内在住	新規	草野 徳
5			新規	宮坂 眞理
6			新規	宮崎 亜古
7			新規	宮本 将志
8	社会教育関係者	第32期世田谷区社会教育委員	継続	佐藤 三智子
9	教育機関関係者	玉川聖学院中部・高等部 情報センター	新規	鳴川 浩子
10	図書館活動団体関係者	世田谷の図書館を考える会	継続	稲葉 祐江
11		世田谷おはなしネットワーク	新規	倉島 葉子
12	図書館関連事業関係者	世田谷文学館学芸部長	継続	中垣 理子
13	世田谷区立小中学校長	世小研 図書館部	新規 (令和6年度 協議会委員)	金子 佳生

世田谷区立図書館運営協議会の運営について

世田谷区立図書館運営協議会（以下「運営協議会」という。）の運営に関する事項のうち、「世田谷区立図書館運営協議会設置要綱」（別添資料 2-2）に定めのない事項については、下記の取り扱いとしたい。

記

1. 傍聴について

運営協議会の傍聴に関する事項を、「世田谷区立図書館運営協議会 傍聴取扱要領」（別添資料 2-3）のとおり定める。

2. 議事録について

運営協議会の議事録の取扱いについて、「世田谷区立図書館運営協議会における議事録の取扱い」（別添資料 2-4）のとおりとする。

3. 区民等への情報提供について

・区ホームページには、運営協議会で配付された資料、議事録（発言者名を削除したもの）等を掲載する。

以上

○世田谷区立図書館運営協議会設置要綱

令和 4 年 7 月 1 日

4 世教中図第 1 2 4 号

改正

令和 6 年 6 月 25 日 6 世教中図第 258 号

世田谷区立図書館運営協議会設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 第 2 次世田谷区立図書館ビジョンに基づき、世田谷区立図書館（以下「区立図書館」という。）における利用者ニーズに即した区立図書館運営やサービス向上を図ることを目的に、区立図書館の運営状況の評価・検証、区立図書館運営・サービスの課題および改善等について、専門的な知見や利用者等の視点から検討を行うため、世田谷区立図書館運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の事項について総合的に検討する。

- (1) 区立図書館の運営状況の評価・検証に関すること
- (2) 区立図書館における運営・サービスの課題および改善に関すること
- (3) その他区立図書館について検討を要すること

(組織)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する委員 16 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募区民
- (3) 社会教育関係者
- (4) 教育機関関係者
- (5) 図書館活動団体関係者
- (6) 図書館関連事業関係者
- (7) 世田谷区立小中学校長

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、教育長が必要と認める場合は、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を置くことができる。なお、補欠委員の任期は、前任者

の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集する。

2 会長は、委員が映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を使用して会議に参加することを認めることができる。

3 オンライン会議システムにより会議に参加した委員は、会議に出席したものとして取り扱う。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、この要綱に基づく協議会の会議等において職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、教育委員会事務局中央図書館に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和6年6月25日6世教中図第258号）

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

世田谷区立図書館運営協議会 傍聴取扱要領

令和 4 年 7 月 1 9 日

4 世教中図第 1 5 9 号

(目的)

第 1 条 この要領は、世田谷区立図書館運営協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定め、もって協議会の適正な運営を図ることを目的とする。

(会議の公開原則)

第 2 条 協議会の会議は、これを公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 会議において取り扱う情報が、世田谷区情報公開条例（平成 13 年 3 月世田谷区条例第 6 号）第 7 条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(非公開の決定方法)

第 3 条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、前条ただし書に該当すると認めるとき又は委員からその旨の指摘があったときは、協議会に諮り、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(会議開催の事前公表)

第 4 条 会長は、開催の日の 1 週間前までに、開催の日時、会場、主な検討事項、傍聴の申込方法その他の必要事項を公表するものとする。

(傍聴の手続)

第 5 条 会長は、会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）に世田谷区立図書館運営協議会傍聴申込書（以下「傍聴申込書」という。）（第 1 号様式）を開催の日に提出させ、傍聴を認めるときは当該傍聴希望者に世田谷区立図書館運営協議会傍聴券（以下「傍聴券」という。）（第 2 号様式）を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたとき、オンラインによる傍聴を行うことができる。この場合において、傍聴申込書に準じた内容による電子申請を開催日前日までに提出させ、メールによりオンラインによる傍聴を認めるものとする。

(傍聴人の数)

第 6 条 傍聴人は、10 名以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、傍聴希望者が 10 名を超え、又は特に必要があると認めるときは、10 名を超えて傍聴を認めることができる。

(傍聴人の遵守事項)

第 7 条 会長は、傍聴人に次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 傍聴中は傍聴券を携帯し、会長の求めに応じて提示すること。
- (2) 傍聴席で静粛に傍聴し、発言をしないこと。
- (3) 拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 録音し、又は写真機、ビデオカメラ等により撮影をしないこと。
- (6) 会場内で携帯電話等の通信機器又はパソコン等の情報機器を使用しないこと。
- (7) 感染症等対策について会長の指示に応じること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場及び入場制限)

第8条 会長は、傍聴人が前条各号に掲げる事項を遵守せず、会議の進行上支障があると認めるときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 会長は、第3条の規定により会議の一部を公開しないときは、傍聴人を退場させるものとする。

(委任)

第9条 この要領の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和4年7月19日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

		<u>交付番号</u>	
傍聴人			
住所	_____区	_____丁目	_____番 _____号
氏名	_____		
メールアドレス	_____		
(第 回) 世田谷区立図書館運営協議会			
年 月 日			
世田谷区教育委員会事務局中央図書館			

第 2 号様式（第 5 条関係）

傍聴人 住所 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 氏名 _____ （第 _____ 回）世田谷区立図書館運営協議会 _____ 年 _____ 月 _____ 日 世田谷区教育委員会事務局中央図書館	交付番号 _____
傍聴人心得 1 傍聴人は、会議室に入場の際、本券を係員に提示し、退場の際、返還してください。 2 傍聴人は、世田谷区立図書館運営協議会傍聴取扱要領を守り、係員の指示に従ってください。 3 傍聴人は、傍聴するときは、静粛にし、次の事項を守ってください。 （1）傍聴中は傍聴券を携帯し、会長の求めに応じて提示すること。 （2）傍聴席で静粛に傍聴し、発言をしないこと。 （3）拍手その他の方法により可否を表明しないこと。 （4）飲食又は喫煙をしないこと。 （5）録音し、又は写真機、ビデオカメラ等により撮影をしないこと。 （6）会場内で携帯電話等の通信機器又はパソコン等の情報機器を使用しないこと。 （7）感染症等対策について会長の指示に応じること。 （8）その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。	

世田谷区立図書館運営協議会における議事録の取扱い

1 議事録の作成

世田谷区立図書館運営協議会（以下「運営協議会」という。）については、傍聴取扱要領第2条に基づき、原則として公開で開催します。事務局は、各会議に速記者を配置するとともに、会議終了後、議事の経過等を記載した議事録を作成します。なお、作成した議事録は区ホームページで公表いたしますが、公表にあたっては発言者名を削除いたします。

2 議事録の記載事項

議事録には、次に掲げる事項を記載することとします。

- ① 会議の名称
- ② 開催日時
- ③ 開催場所
- ④ 出席した委員の氏名
- ⑤ 会議次第
- ⑥ 議事の経過

3 議事録の確認

事務局は、議事録の作成後、期限を設定し、当該会議の出席委員に対して、議事録の内容の確認を依頼いたします。議事録の内容は修正が可能ですので、会議におきましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。

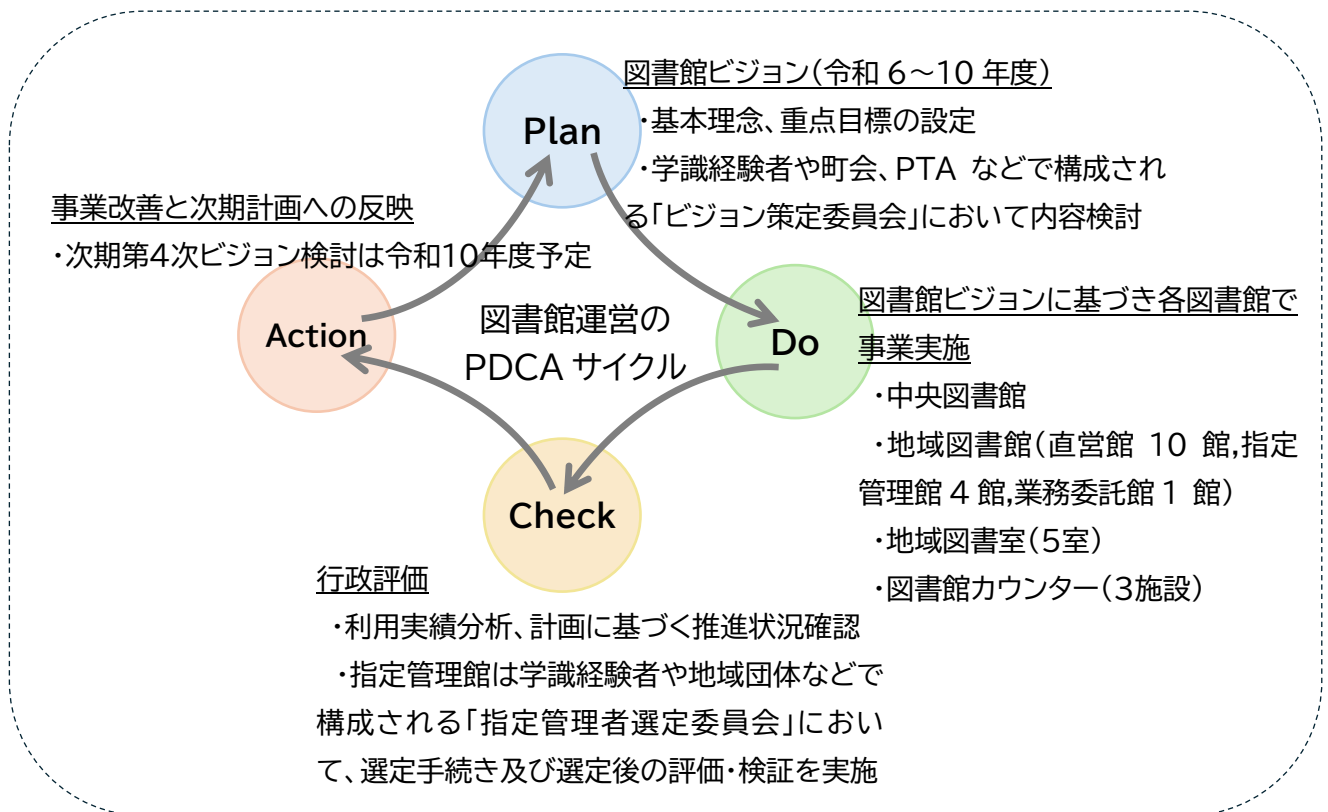
なお、議事録の確認を依頼した委員から期限内に連絡がない場合は、確認したものとさせていただきます。

第3期世田谷区立図書館運営協議会の位置づけについて

1. 目的

世田谷区立図書館運営協議会設置要綱に基づき、専門的及び利用者の視点から区立図書館の運営状況の評価・検証、サービスや課題の改善に関する意見・提案を行うことで、利用者ニーズに即した区立図書館運営の実現、サービス向上を図ることを目的とする。

2. 図書館運営の全体像及び第3期運営協議会の役割



第3期運営協議会の役割

- ✓ 各図書館の取組み状況を確認し、改善やサービス向上に向けた意見をいただく
 - ✓ 各図書館の取組み状況にとどまらず、図書館全体の課題などについても、様々な立場から意見や提案をいただく
- ⇒まず令和8年度は各図書館の取組み状況について確認し理解を深めたうえで、令和9年度は、そこから見えてきた全体課題について議論を行うことで、PDCAのCの役割を果たすだけでなく、令和10年度からの次期ビジョン検討に生かしていく。

令和 8 ・ 9 年度（第 3 期）世田谷区立図書館運営協議会について

1 令和 8 年度の活動案

○第 3 次図書館ビジョンに基づく各館の取組み等の評価・検証

(1) 主旨

中央図書館、地域図書館 15 館を対象に、令和 7 年度に実施した第 3 次図書館ビジョンに基づく各館の取組みについて、評価・検証を行う。評価・検証にあたっては、区立図書館共通の様式を使用し、各館が目標や取組み実績等について記載したものを使用する。また、協議会に各地域館長を招き、作成した様式の補足説明や協議会委員との意見交換等を行う。

出された意見等は、今後の各館の図書館サービスの改善や実施等に活かしていく。

(2) 協議会実施回数

年 4 回を想定（7 月、10 月、12 月、1～2 月）。

(3) 活動のイメージ

協議会	内 容
第 1 回（7 月）	委員紹介、会長・副会長選定、協議会進め方、今後のスケジュールなど
第 2 回（10 月）	各館評価・検証①（梅丘・代田・烏山・上北沢・粕谷）
第 3 回（12 月）	各館評価・検証②（砧・鎌田・奥沢・玉川台・深沢・尾山台）
第 4 回（1～2 月）	各館評価・検証③（世田谷・下馬・桜丘・経堂・中央）、次年度の活動について

2 令和 9 年度の活動案

○区立図書館共通テーマに関する協議

(1) 主旨

令和 8 年度の各館評価・検証の中で明らかとなった各館単独ではなく全館に共通するテーマについて、課題や対応策などを協議する。出された意見・提案は、区立図書館全般における課題として、今後の図書館サービスの見直し・展開につなげていくとともに、次期図書館ビジョンの検討においても活用していく。

(2) 協議会実施回数

年 4 回を想定（5 月、7 月、10 月、1 月）。

(3) 活動のイメージ

協議会	内 容
第 1 回（5 月）	令和 8 年度活動の振り返り、共通テーマの確認
第 2 回（7 月）	共通テーマに関する協議①
第 3 回（10 月）	共通テーマに関する協議②
第 4 回（1 月）	共通テーマに関する協議③、協議会第 3 期の活動実績のまとめ

基本情報

図書館名	〇〇図書館		
所在地	開設年	床面積	運営体制
世田谷区〇〇〇-〇-〇	昭和〇〇年	〇,〇〇〇m ²	直営 / 指定管理
施設形態	閲覧席数	資料総数	年間開館日数
単独 / 複合 複合施設(〇〇〇〇〇〇)	〇〇席	〇〇〇,〇〇〇点	〇〇〇日
特色(地域特性・強みなど)			
・ ・ ・			

蔵書・配架の工夫

(1)蔵書の特色

- 各館ごとの蔵書の特徴などを掲載
- ・〇〇の歴史など地域特性に合わせた選書を実施
 - ・児童本のなかでも特に〇〇に力を入れて選書を実施

(2)配架の特色

- NDC を基本としつつ、館ごとの配架にあたっての工夫などについて掲載
- ・NDC の名称を使わず〇〇などに言い換えて案内
 - ・遠目からでもわかるように見出しを大きめに設置
 - ・一部 NDC とは異なり、〇〇などの内容が近いものを集めるなど、利用者の意見なども聞きながら配架

(写真)

(写真)

1 経年変化指標

■利用状況(経年変化)

来館者数	個人貸出数 (一般)	個人貸出数 (児童)	登録者数 (一般)	登録者数 (児童)
〇〇〇,〇〇〇人	〇〇〇,〇〇〇冊	〇〇,〇〇〇冊	〇〇,〇〇〇人	〇〇,〇〇〇人
前年度 〇〇〇,〇〇〇人 (↑〇.〇%)	前年度 〇〇〇,〇〇〇冊 (↑〇.〇%)	前年度 〇〇,〇〇〇冊 (←〇.〇%)	前年度 〇〇,〇〇〇人 (↓〇.〇%)	前年度 〇〇,〇〇〇人 (↓〇.〇%)

■利用者満足度(経年変化)

指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全体的な満足度	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
図書館内の居心地	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
職員の接遇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇

2 令和7年度主な取組みの実施状況

■第3次図書館ビジョンに基づく現状・課題と目標

(現状・課題)

(目標)

■主な取組みの実施状況

事業名	実施日	参加人数	実施結果
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	令和7年〇月〇日	〇〇人	・〇〇との連携により〇〇に取り組み、〇〇につなげることができた。 ・〇〇を特に工夫して取り組んだなど、取組み状況を記載
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	令和7年〇月〇日	〇〇人	

そのほか、紹介したい事業などがあれば追加で記載
・〇〇や〇〇などに取り組んだ。

3 前年度(令和7年度)取組みについての総括

総括(自己評価)としてよかった点や課題となった点を記載

4 運営協議会意見への対応

運営協議会からの意見・提案(前年度)	当館の対応方針・状況
・(前年度の意見・提案をここに転記) ・(前年度の意見・提案をここに転記) ・(前年度の意見・提案をここに転記)	対応した内容や対応予定・検討状況を記載

5 図書館運営協議会からの意見・提案

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

議題 5 「今後の議論に向けて（各委員より）」について

第3期世田谷区立図書館運営協議会では、今年度の議論を通じて明らかになった共通のテーマについて、来年度、課題や対応策等を協議していく予定です。そこで、今後の議論の参考とするため、以下の事項についてご意見をお願いします。

1. 各委員からみた図書館への期待と課題

「図書館に期待すること」や「利用者あるいは所属団体の立場から感じている図書館の課題」など

2. 重点的に取り組むべきテーマ

資料 4－2 「第3次世田谷区立図書館ビジョンの取組項目一覧」を参考に、現時点で議論したいと考えているテーマについて

基本方針	施策の方向性	取組項目
1. 求められる知識・情報を確実に提供する図書館	(1) 課題解決支援等調査研究の支援	①調べものに有効なコレクションの構築と提供
		②調査に有効なネットワーク上の情報資源の活用検討
		③レファレンスサービスの強化
	(2) 電子書籍ほか様々な情報メディアの収集・提供	①電子書籍サービスの拡充
		②新たな情報メディアの収集・提供の検討
		③区の発行する資料の収集・提供
	(3) 多様で豊かな学びの支援	①知識を深め認識の世界を広げるようなコレクションの構築と提供
		②本の世界をより深く理解するための様々な学びの機会の提供
		③学習成果を発信し、交流する機会の提供
2. 子どもの健やかな成長を支える図書館	(1) 子どもが本に出合う機会を広げる	①図書館を子どもたちから見て楽しい場所にする
		②子どもの読書を支援する取り組みの拡充
		③読書や図書館に興味がある子どもたちの支援
		④地域住民・関係機関・団体と協働した子どもの読書を支援する取り組みの推進
	(2) 図書館利用に困難を抱える子どもに対するサービス	①読みづらさを抱える子どもへの対応
		②図書館利用に困難を抱える子どもへの対応
		③日本語以外を母語とする子どもへのサービス
	(3) 中高生世代の居場所となりその成長を支える取り組み	①中高生世代にとって居心地の良い場所づくり
		②中高生世代の興味関心に合ったイベントの開催
		③中高生世代へのサービスの推進に向けた資料等の充実
	(4) 学校図書館との連携、役割分担の明確化	①学校及び学校図書館等への資料・情報の提供・支援
		②学校図書館等と区立図書館の連携体制づくり
3. 地域の特徴を活かし人々がつながる図書館	(1) 地域の特色に対応した資料の収集	①地域・まちづくり・区民活動等に関する資料の収集
		②地域の人々や関係機関と連携した地域の記録や記憶の収集・公開
		③地域資料のデジタル化の検討
	(2) 地域活動団体との連携・協働	①地域の各施設、機関との連携
		②地域の人々との連携、地域の人々の図書館活動への参加
		③地域の活動団体への資料の提供
	(3) 居心地の良い知的刺激のあふれる施設づくり	①落ち着いて快適に読書や調べものができる施設づくり
		②イベントや展示ができるスペースの確保
		③施設の改修による快適性の確保

基本方針	施策の方向性	取組項目
4. それぞれの特性等に対応した、多様な人々を包摂する図書館	(1) 様々な特性等に対応した資料とサービスの充実	①対面朗読サービスの提供
		②バリアフリー資料（視覚障害者等用資料等）の充実及び読書支援機器の充実
		③来館しなくても利用できるサービスの提供
		④様々な特性等のある方も利用しやすい図書館へ
		⑤区民や区内団体、関係機関との連携
	(2) 日本語以外を母語とする人々に対するサービス	①日本語以外を母語とする人々への資料提供等
		②日本語以外を母語とする人々への利用案内等
	(3) デジタル機器を上手く使いこなせない方への対応	①デジタル機器を上手く使いこなせない方に対する支援
		②デジタルコンテンツ閲覧環境の充実
5. 図書館DXとリモートサービスの推進	(1) 非来館型図書館サービスの充実	①図書館ホームページ機能の充実
		②図書館サービスを利用するためのアプリの検討
		③非来館型図書館サービスの取り組み
		④電子書籍サービスの拡充（再掲）
	(2) 図書館利用の利便性の向上	①貸出・返却の利便性向上
		②閲覧席の予約システムの検討
	(3) 次世代図書館情報システムの機能検討	①図書館情報システムの機能検討
		②AIの活用検討
6. 専門性と効率性を両立した運営体制	(1) 図書館運営に関する高い専門性の確保	①職員に必要な専門知識とスキルの向上
		②図書館専門職に関する新しい職員制度の検討
		③図書館運営のマネジメント能力向上
	(2) 効率的効果的な図書館運営の在り方	①業務委託館、指定管理館を含めた施設ごとの運営評価の実施
		②直営及び民間活用それぞれの特色を踏まえた施設ごとの管理運営方式の検討
		③個別課題への対応
		④中央図書館のマネジメント機能の充実
	(3) 事業・運営の指針・目標の設定	①定期的な事業実施状況や運営状況の評価
		②評価や運営方針への利用者の視点の取り込み
		③図書館運営の成果を的確に把握できる評価指標の検討
		④SDGsに配慮した図書館経営